

平成 24 年 4 月 21 日

文部科学省
初等中等教育局
特別支援教育課長 千原 由幸 様

リハビリテーション三協会協議会



公益社団法人 日本理学療法士協会
会 長 半 田 一 登
一般社団法人 日本作業療法士協会
代表理事 中 村 春 基
一般社団法人 日本言語聴覚士協会
会 長 深 浦 順 一

特別支援教育に関する要望

日頃より、リハビリテーション専門職の活動にご理解・ご協力いただき、心より感謝申し上げます。
このたび表題の件につきまして、リハビリテーション三協会協議会の意見を取りまとめました。
つきましては、下記の事項についてご尽力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 特別支援学校および教育センターにおける専門職の配置について
2. 改正障害者基本法を踏まえた体制整備について
3. 高等学校における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実に向けて
4. インクルーシブ教育システム構築に向けて

1. 特別支援学校および教育センターにおける専門職の配置について

- (1) 障害の重度・重複化に伴い特別支援学校においては、センター的機能の更なる充実の為に、巡回相談員・専門家チームとして関わりの実績がある理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、リハビリテーション専門職）を採用していただきたい。
- (2) 発達障害や難聴、構音障害、吃音、摂食・嚥下障害等のある児童・生徒に対する自立活動において、専門的な見地からの訓練指導を行うことは重要であり、外部専門家としてのさらなる活用もお願いしたい。

2. 改正障害者基本法を踏まえた体制整備について

- (1) 医学・医療の進歩により様々な障害が早期に発見されるようになり、障害のある乳幼児に対する早期からの療育訓練は必須である。特別支援学校の乳幼児教育相談においては、以前より早期からの教育支援がなされているが、早期支援の更なる充実のためには、教育と療育の見地を融合させ、乳幼児と保護者への早期からの効果的な介入を図ることが重要である。早期教育相談において、リハビリテーション専門職を活用していただきたい。
- (2) 小・中学校の特別支援学級・通級指導教室については、身体障害・生活機能障害・難聴・構音障害・摂食・嚥下障害等のある児童・生徒に対する自立活動において、専門的な見地からの訓練指導を行うことは重要である。自立活動指導の充実を図るため、リハビリテーション専門職を活用した指導の在り方についての研究推進をお願いしたい。そして、個別の教育支援計画の作成時だけでなく、児童・生徒の状態変化に応じた対応が取れるよう巡回相談活用の拡大等を要望する。

3. 高等学校における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実に向けて

発達障害のある生徒の職業教育や進路指導の充実のために、ソーシャルスキル・就労支援に必要な職業適性・職場環境等の支援技術を持っているリハビリテーション専門職の活用を要望する。

4. インクルーシブ教育システム構築に向けて

教職員の専門性向上のための方策として、特別支援教育に関わっているリハビリテーション専門職の有効な活用をしていただきたい。

以上